

これまで講じてきた施策の概要及び現状

・人材の育成と国民意識の向上

平成21年1月14日
知的財産戦略本部
知的財産による競争力強化専門調査会

4. 人材の育成と国民意識の向上 (1/3)

知的財産人材育成総合戦略

- ・10年間の知財人材育成の方向性を示す「知財人材育成総合戦略」を策定(2005年度)
- ・同戦略の第1期(2005～2007年度)の評価を実施(2008年3月)

評価の概要

- ・人材育成の環境整備は進展、専門人材の数も増加。
- ・「知的財産人材育成推進協議会」が創設され、研修機関間の情報交換を開始。

課題

- ・知財を活用して競争力のある事業の創出を提案する人材が不十分。大学・TLOにおいて、技術移転を含めた知的財産関連業務を担当する者の育成が不十分。中小企業において、知的財産関連業務を担当する者が少。

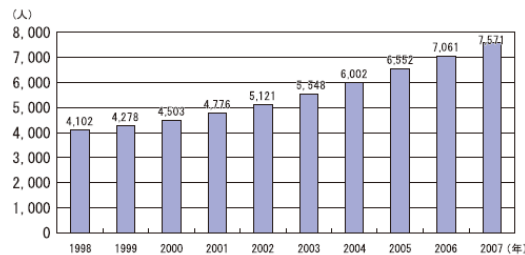
- ・国民の間の知的財産マインドの広がり不十分。

第2期(2008～2011年度)の重点戦略

- ・知財専門人材は経営・事業に関する知見を習得。経営・事業戦略に携わる人材は知的財産マネジメントを習得。
- ・オープン・イノベーションに対応するため、技術移転等を活用した事業の活性化を総合的にプロデュースする人材を育成。
- ・国民全体に知的財産マインドが広がるよう、各学校段階に応じた知財教育を更に推進。

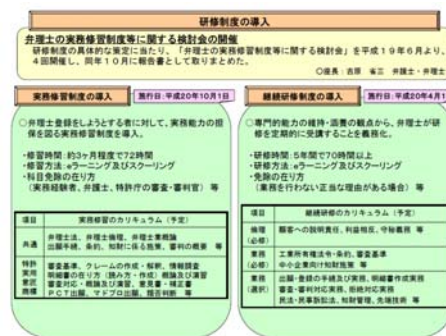
<① イノベーション創出に資する知財人材の育成(1/2)>

図表1: 弁理士数の推移



出所: 特許行政年次報告書2008年版

図表2: 弁理士の実務修習制度・継続研修制度



出所: 産業構造審議会第12回知的財産政策部会
「新弁理士法施行に向けた取組状況」2008年1月

- ・東京理科大学や大阪工業大学で知的財産専門職大学院が開設(2005年度)。修了生には社会人が多く(約6割)、大学院での教育が企業における実務で活用されている。

- ・知的財産教育協会において、第1回の知的財産検定が2004年に実施。これまで12回実施され、申込者数の累計は約40000人。
2007年10月の職業能力開発促進法施行令等の一部改正によって、厚生労働省所管の国家検定である技能検定制度において「知的財産管理」が対象職種として追加。第1回の検定が2008年7月に実施。特許、意匠、商標、著作権、不正競争防止法、独禁法などについて出題がなされる。

- ・座学研修とTLOや大学発ベンチャー等の受入機関でのカリキュラムに沿ったOJTとを組み合わせ、産学連携を担う人材を養成する「産業技術フェローシップ事業」(NEDO)を実施。

- ・特許情報検索の実務能力を競い合う特許検索競技大会を実施。

<① イノベーション創出に資する知財人材の育成(2/2)>

- ・全ての法科大学院で知的財産関係の授業科目を開設し、知的財産法を新司法試験の選択科目に導入した。

図表3: 新司法試験における合格者の選択科目別人員・割合

選択科目	倒産法	租税法	経済法	知的財産法	労働法	環境法	国際関係法 (公法系)	国際関係法 (私法系)
2006年 新司法試験	237人 (23.5%)	55人 (5.4%)	109人 (10.8%)	159人 (15.8%)	331人 (32.8%)	46人 (4.6%)	18人 (1.8%)	54人 (5.3%)
2007年 新司法試験	456人 (24.6%)	100人 (5.4%)	175人 (9.5%)	298人 (16.1%)	591人 (31.9%)	97人 (5.3%)	30人 (1.6%)	104人 (5.6%)
2008年 新司法試験	550人 (26.6%)	100人 (4.8%)	185人 (9.0%)	309人 (15.0%)	660人 (32.0%)	105人 (5.1%)	30人 (1.4%)	126人 (6.1%)

出所: 法務省「平成18～20年新司法試験の結果について」(ウェブサイト)

- ・学部・研究科において知的財産に関する授業科目を開設する大学が増加し、知財に関する知識を習得する環境を整備。
- ・農業者の農業技術・経営に接する機会の多い普及指導員の資格試験において知財権に関する設問を2008年度から導入するなど、農林水産分野の知財人材育成を推進。
- ・知財功労賞(特許庁)のほか、知財学術奨励賞(機械産業記念事業財団)など、表彰事業を充実。

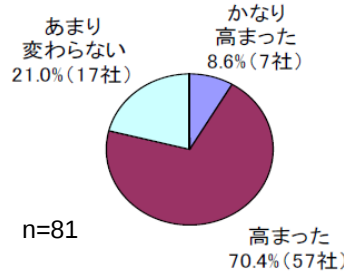
図表4: 知財に関する授業科目の開設

	学部	研究科
2004年度	250	130
2006年度	295	162

出所: 文部科学省

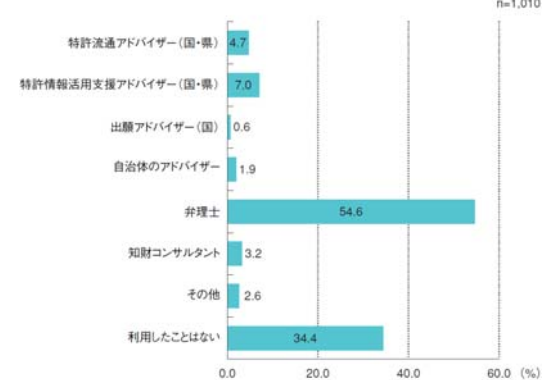
図表5: 知財意識に関するアンケート結果

貴社・貴業界の事業活動における知的財産の位置付けや社内の意識はより高まりましたか。



出所: 日本経団連「知的財産政策の評価に関するアンケート調査結果」2008年3月

図表6: 利用したことのある知財に関するアドバイザー



出所: 関東経済産業局「中小企業の知的財産活用事例集」2008年3月

図表7: 知財意識に関するアンケート結果(自由記述)

企業の経営者で知財は重要でないという人は少ないと思う。しかし、知財がなぜ重要なのか、知財を重要視すると何がかわるのかを説明できる人は少ないのではないかと

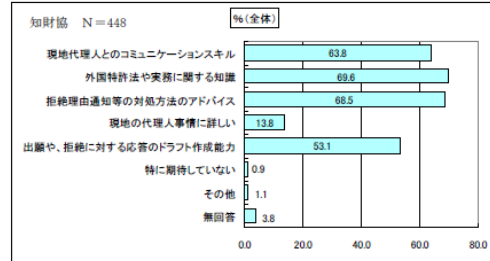
出所: 日本経団連「知的財産政策の評価に関するアンケート調査結果」2008年3月

<② グローバル化に対応した知財人材の育成>

- 日本の出願人が外国特許庁へ出願する際の当該出願に係る書類のドラフトの作成や外国有資格者への媒介などの外国出願関連業務は弁理士に期待されている。

図表8: 外国出願、権利取得に際して日本の弁理士に求めるもの

問: 日本の弁理士を通じて外国出願、権利取得を行う場合、日本の弁理士に何を求めますか。
下記選択肢の中から最も当てはまると思われるものを3つ以内で選び、番号に○をつけてください。

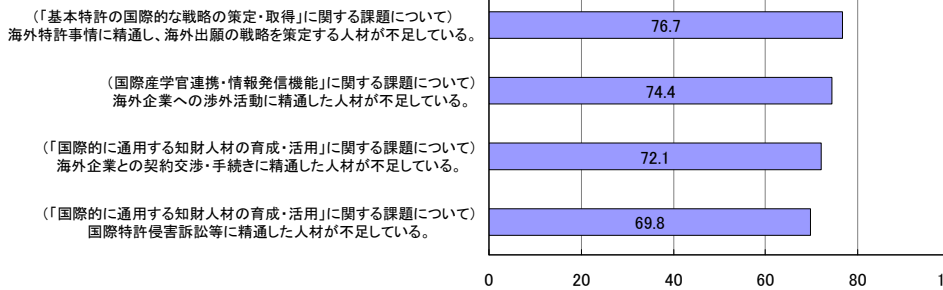


出所: 知的財産研究所「今後の弁理士制度のあり方に関する調査研究報告書」2006年12月

- 日本弁理士会では、知財制度に関する情報交換や弁理士交流を目的として、大韓弁理士会や中華専利代理人協会と交流を続けている。また、日本弁理士会の国際活動センターでは、外国の特許情報を収集したり、日本の知財制度に関する情報を海外へ発信したりしている。
- 国際的な産学官連携の課題として、海外企業との契約交渉・手続きなどを担う人材、国際特許侵害訴訟等の法務に精通した人材、海外特許の実態を把握し、国際出願を含めた総合的な特許出願戦略を策定する人材の不足が挙げられている。

図表9: 「大学知的財産本部整備事業」実施機関43件に対するアンケート調査結果

注) 各課題の回答は複数回答を可としているため、回答の件数合計は43件にはならない。



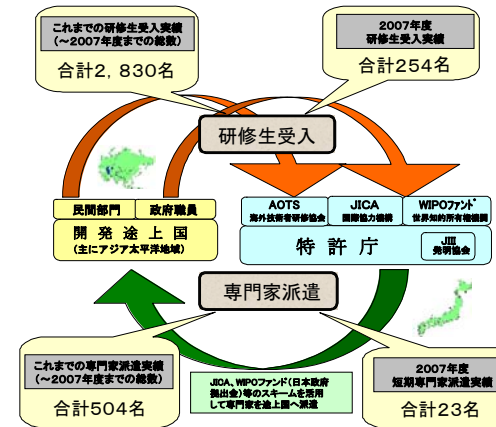
出所: 科学技術・学術審議会 技術・研究基盤部会 産学官連携推進委員会

「イノベーションの創出に向けた産学官連携の戦略的な展開に向けて」2007年8月 (これをもとにグラフを作成)

- 大学知的財産本部における国際的に通用する知財人材の育成や国際的な産学官連携体制の強化を支援する「産学官連携戦略展開事業」を実施(2008年度)。

- アジア諸国を対象に、研修生の受入れ及び専門家の派遣を実施。各国の特許行政職員、著作権行政職員、取締担当官などが参加。

図表10: 特許庁における人材育成協力



出所: 特許庁「特許行政年次報告書 2008年版」に基づいて作成

図表11: JICAを通じた研修の一例

タイトル	事業主体	概要
国際知的財産権	JICA、比較法研究センター	技術移転及び知的財産権に関する主要法律及び法律実務の専門知識など
税関行政	JICA、財務省	関税行政、輸出入通関などのほか、知的財産権の捉え方と取り締まり形態について
著作権制度整備	JICA、文化庁	日本の著作権法制、日本の著作権管理システムなど
植物育成者権保護、植物品種保護	JICA、農林水産省	植物新品種保護制度、植物新品種の審査及び審査基準の作成など

出所: 外務省

- 国際セミナーやWIPOの会合などにおいて、日本における知財人材育成や知財教育を紹介。例えば、2007年5月、韓国にて開催された知的財産人材育成国際セミナーで日本における知財人材育成の取組を紹介。2008年1月、ベトナムにて開催された「WIPO知財教育・研修及び研究に関するコロキウム」で日本における知財教育を紹介。

- 研修機関間の国際的なネットワークを構築するべく、日中特許庁長官会合(2007年11月)において人材育成機関間の対話の場の設置に合意し、2008年5月、工業所有権情報・研修館と中国知識産権培训中心との間で日中知財人材育成機関間連携会合を開催。同様に、日韓特許庁長官会合(2008年8月)において工業所有権情報・研修館と韓国国際知識財産研修院との交流に合意。

<③独創性を重視した知財教育の推進>

・発明協会では、ものづくりの楽しさを体験する少年少女発明クラブ事業を実施し、2008年5月時点で、全国47都道府県に202のクラブを設置し、9000人以上のクラブ員を有している。また、約2000名の指導員がクラブ活動を支えている。

・各企業等において、製品に関わるものづくり体験、将来を夢見る楽しさを伝えるアイデアコンテスト、様々なアイデアを駆使してロボットを作成するロボットコンテストなど、学校や地域と一体になって子供たちへの知財教育を実施。

・2007年度に中学校の学習指導要領が見直され、「美術」「音楽」「技術」で知財教育が行われることとなった。

・地域の企業や商工会議所、NPOなどのノウハウやアイデアを活用して、中学生・高校生を対象に、実体験を基本とした職業観を醸成するためのプログラムの開発・実証を図る「早期工学人材育成事業」を実施(2008年度)。

図表12:2007年度児童及び生徒・学生向けセミナー並びに教職員向けセミナーの開催実績

	開催回数	参加者数
小学生向け	293	16071
中学生向け	11	860
高校生向け	108	8626
高専学生向け	29	1895
大学生向け	52	2250

	開催回数	参加者数
小学生教員向け	10	155
中学生教員向け	2	60
高校教員向け	26	935
高専教員向け	8	152

出所:特許庁「特許行政年次報告書 2008年版」に基づいて作成

図表13:2007年度著作権講習会の開催実績

	著作権セミナー	教職員著作権講習会	図書館等職員著作権実務講習会
受講者数	1352	612	572

出所:文化庁

・産業財産権標準テキストを活用しつつ教師が独自に工夫した知財教育を実践する知的財産教育推進協力校を支援し、知財教育の普及推進及び定着を図っている。推進協力校の数は340校に達している。

・高校生、高等専門学校生、大学生を対象とした「パテントコンテスト」や中学生を対象とした「ものづくり知的財産報告書コンテスト」を実施するなど、知財の創造・保護の体験教育を推進。

・2007年度から、放送大学において知的財産関連科目の面接授業を実施。また、2008年度からは、知的財産関連科目の放送授業を実施。

・関係9省庁が協力し、テレビCM放映、広告ポスター掲出、キャンペーン特別Webサイトの開設などを通じて、消費者に対して「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を実施(2003年度～)。その他にも各省庁においてポスター等による広報啓発活動を実施。

図表15:「ニセモノ」購入についての認識

	2004年	2006年	2008年
どんな理由でも購入すべきではないと思う	39.6%	47.4%	39.9%
正規品より安いので、購入するのは仕方ないと思う	29.9%	29.8%	27.3%
正規品にはないデザイン・仕様の品もあるので、購入するのは仕方ないと思う	10.3%	9.8%	7.5%
公然売っているのだから、購入しても仕方ない(よい)と思う	6.7%	5.6%	17.6%
その他・わからない	13.6%	7.5%	7.6%

出所:内閣府 特別世論調査を基に作成(図表14～16)

図表17:模倣品・海賊版撲滅キャンペーンポスター



図表18:財務省税関ポスター



図表19:警察庁・不正商品対策協議会ポスター



・テキストの開発のほか、PCや携帯端末等で視聴可能なように知的財産権を題材としたeラーニングを開発。

図表20:テキスト及びeラーニング

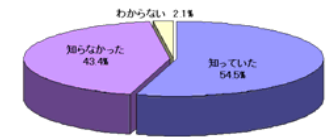
テキスト	産業財産権標準副読本 「あなたが名前をつける本」	小学校高学年～中学校低学年を対象に配布
	産業財産権標準副読本 「アイデア活かそう未来へ」	中学校高学年～高等学校低学年を対象に配布
	産業財産権標準副読本 「特許から見た産業発展史」	高等学校高学年～大学を対象に配布
	産業財産権標準テキスト 総合編／特許編／商標編等	高等学校～大学を対象に配布
	「まんが著作権教室」	中学校を対象に配布
eラーニング	「IP・eラーニング」	工業所有権情報・研修館のウェブサイトから配信。一部のコンテンツは携帯型端末で視聴可能。
	「クリックするたびに著作権がわかる！楽しみながら学べる学習ソフト」	文化庁のウェブサイトから配信

出所:文化庁、工業所有権情報・研修館

・知財功労賞(特許庁)のほか、知財学術奨励賞(機械産業記念事業財団)など、表彰事業を充実。

・日本知財学会で、「知財人材育成研究分科会」、「知財教育分科会」、「知財人材マネジメント分科会」など人材育成に関する分科会を開設。

図表14:政府の啓発活動の認知度(2008年)



図表16:「ニセモノ」購入容認割合(年齢層別)(2008年)

